標準賃金

月額60万円、年収720万円は建設従事者の願い

東京都連2023年度　賃金・仕事・生活アンケート結果から

御﨑　誠人　専従常任中央執行委員

毎年年末を中心に実施している「賃金討議」は、今の仲間が仕事をしていくうえでの悩みや生活の実感を出し合い、仕事と生活をしていくうえで必要な賃金額や現場の改善などを語り合い、東京土建・全建総連東京都連の仲間が共通してめざす標準賃金についてまとめていく取り組みです。多くの仲間が要求を出し合い、組合でまとめ、春・秋で行なわれる大手企業交渉での賃金・単価引き上げ要求運動や組合内外での賃金相場形成、他産業の労働者との連帯を通じた賃金相場を創っていきましょう。寄せられたアンケート結果について報告します。東京の建設労働者の要求をマス（大きなかたまりで捉え、地域での運動展開の一助となれば幸いです。

事業主層の回答が63％

課題は労働層の集約率アップ

集約数は8603人（前回比マイナス394人）となり、2年連続の減少でした。

回答者の年齢構成比は40代と50代で48・7％（同プラス1・9ポイント）を占めています。経験年数25年以上との回答が53・8％（同プラス3・7ポイント）で一番多く、次位の20～24年と合わせると、20年以上のベテランからの回答が7割となります。

働き方では労働者・社員が最も多く31・0％（同プラス0・5ポイント）となりますが、事業者性の高い法人事業主、個人事業主、一人親方を合計した事業主の回答は全体で63・1％（同プラス4・4ポイント）となり、事業主の声がより多く寄せられている特徴があります。

仲間の実態をよりリアルにつかみ要求運動に反映させていくために、集約数の向上が求められるとともに、労働者層からの集約率を上げていくことが課題です。

収入形態は日給月払いがトップ

収入形態（図1）では、最も多い回答は日給（出来高）月払いで34・7％（同マイナス0・4ポイント）、次位が請負による収入で31・4％（同プラス1・9ポイント）でした。月給制は3位で27・9％（同プラス3・0ポイント）ですが、増加傾向にあります。

主な現場に対する回答では町場の大工・工務店が最も多く19・4％（同プラス2・0ポイント）、次位の施主から直接と合わせると35・5％が町場市場からの回答となります。続くのが大手ゼネコンの13・6％（同マイナス2・0ポイント）ですが、大手住宅企業と不動産建売、中堅ゼネコンの回答を合計すると、55・5％が大手建設資本系列からの回答になります。

平均月収は31～40万円最多

月あたりの平均収入（図2）については、31万～40万円が27・4％（同マイナス0・1ポイント）で最も多く、続いて41万～50万円が23・6％（同プラス2・1ポイント）、51万円～が18・6％（同プラス2・1ポイント）と月収額の引き上げが見られます。

しかし、生活実感（図3）ではややきびしいが51・0％（同プラス0・2ポイント）、まったくきびしいと合計すると70・2％の仲間が暮らしのきびしさを訴えています。賃金引き上げはあるものの、消費者物価と原材料費高騰が賃金上昇率を上回り、暮らしと仕事を圧迫していることが見て取れます。

月6～10万円の引き上げを

安心して暮らすには一カ月あたりいくら必要か（図4）との問いには、6万～10万円の引き上げを求める声が29・6％（同プラス2・3ポイント）で一番高く、それ以上を求める意見も26・5％（同プラス0・7ポイント）を占めました。

月額60万円・年収720万円をめざす標準賃金（図5）では、「良い」が77・0％（同プラス2・4ポイント）になり、回答者の総意とみることができます。「高すぎる」は6・2％（同プラス0・2ポイント）に留まり、「安すぎる」が11・0％（同プラス0・4ポイント）となりました。

あわせて当面日額5000円に引き上げについては、「良い」が77・9％（同プラス1・1ポイント）となりました。

高騰分を反映できない

建材価格高騰や納期遅延が仕事に与えた影響（図6）が、「今も続いている」との回答が34・8％と最も多く、「今後影響があるかも」が17・0％となっています。一方で「影響はあったが収まった」が15・7％、「影響はなかった」が23・7％です。

また、「上記の影響で困っていることについては、「材料費等の高騰分が請負単価・代金に反映できない」23・5％、「材料や住宅設備などが手に入らない」11・6％となっており、建設業に与える影響は非常に大きい状態が続いています。

今の仕事の不安をたずねたところ、最も心配されているのが「仕事の減少・打ち切り」で18・2％。次いで「賃金単価の低下」が8・6％と続いています。

2023年前半（1月～6月）の仕事の見通し（図7）については、「例年通り」が35・0％（同プラス2・7ポイント）、「忙しくなる」9・0％（同プラス1・4ポイント）で、4割が当面安定した就労・事業経営としています。

一方で「甘くなる」「無くなる心配がある」「めどが立たない」は43・4％（同マイナス3・4％）で、引き続き不安を抱える声があります。

ハラスメントは言葉での攻撃

初めて実施したハラスメントについての調査（図8）では、ハラスメントを「受けたことも見聞きしたこともない」との回答が59・1％と最も多くなりました。一方で「受けたことがある」との回答は少ないものの、「受けたことはないが、見聞きしたことはある」との回答と合わせると、25・1％の仲間の周辺でハラスメントが存在しています。

どのようなハラスメントを受けたかとの問いには、無回答を除くと最も多かったのが「侮辱や罵倒、暴言など」、ことばでの攻撃（精神的な攻撃）」（5・3％）となりました。以下「不要な仕事や無理な仕事を強制された」（2・1％）、「仲間はずしや無視」（1・2％）が続きます。

都などへの申し入れを確認

「賃金・仕事と生活をめぐる討議（賃金討議）」とアンケート集約を基礎に、東京都連は各組合賃金対策部長・担当者会議を2月6日に開催、2023年度の標準賃金について論議を行ないました。全産業的な賃上げ要請の高まりと未曽有の物価・原材料費の高騰、標準賃金と実勢賃金水準のかいりといった背景のもと議論が進められました。

2023年の要求賃金について、1日2万9000円（CCUSレベル2）、年収720万円、当面5000円以上（最低物価高騰に対応した5％）の引き上げ（1日8時間・週40時間、週休2日）を求めるとともに、事業主として見積書の単価引き上げ、事業主の単価アップに対応できるように消費者への助成制度創設を東京都などに申し入れることを確認しました。

図1　収入形態

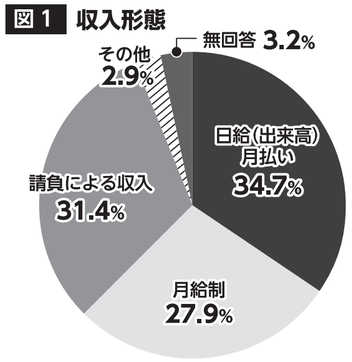

図2　平均月収

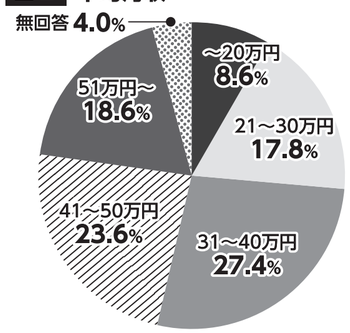

図3　生活実感

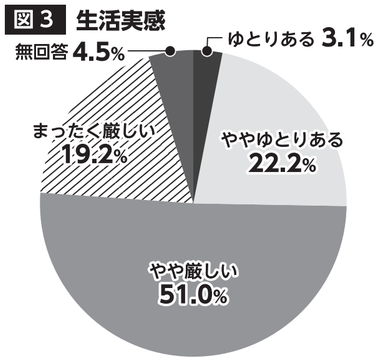

図4　1カ月あたり、あといくら必要か

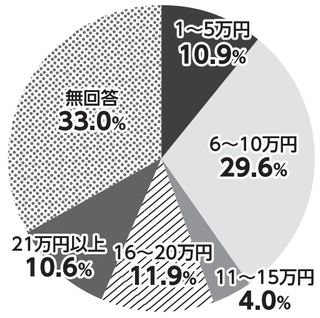

図5　標準賃金の評価

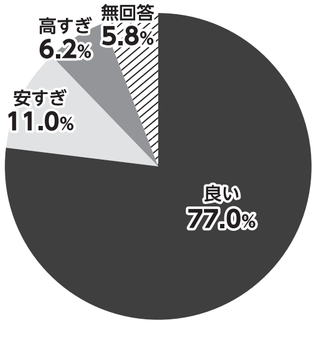

図6　建材価格高騰や納期遅延の影響

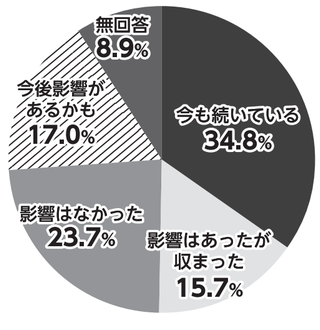

図7　2023年前半の仕事の見通し

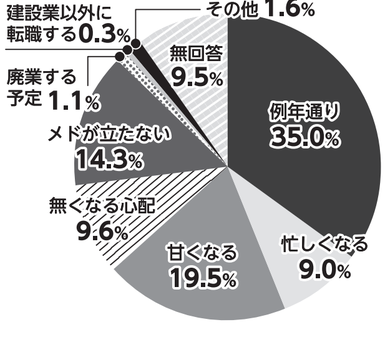

図8　ハラスメントについて

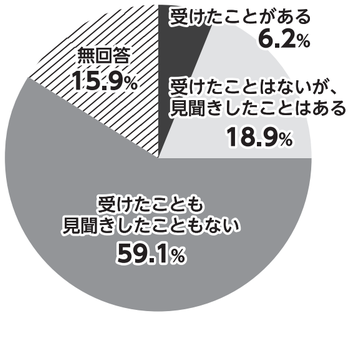

賃上げに見る政府の本気度

ジャーナリスト　東海林　智

23春闘では10％を超える賃上げをめざすとしたが

年が明け、2023年春闘が本格化した。労使ともに、賃上げに前向きという、これまであまり見られない状況になっている。

食料品を中心に物価高騰が止まらない。連合は「5％程度」、全労連は「10％以上」など労組側の要求は当然だが、経営側も前向きだ。23年版「経営労働政策特別委員会報告（経労委報告）」は、賃上げへの積極的な対応を「企業の社会的責務」とまで言っている。実質賃金が下がり続けたこの間、経営側はずっと責務を放棄してきたのかと嫌みの一つも言いたくなるような書きぶりだ。

経営側の変わり身は、地盤沈下を続ける日本経済への危機感と賃上げを迫る政府の強い意向が反映されているという。岸田政権の唯一の浮揚策のように見えて仕方ないのだ。

そう思う理由の一つは、最賃を巡る政府の本気度のさだ。最賃は過去最高の31円（加重平均）も引き上がったではないかとの声もあろう。しかし、公務の現場で非正規の公務員として働く会計年度任用職員で、最低賃金を割った状態で働いている職員がいるのだ。

下妻市は是正せず

自治労連が総務省の示す賃金決定の方法に従い、全国の各自治体で最も賃金の低い非正規職員の時給を推計すると、22年9月30日の時点で全国の4割超の自治体で、10月1日から適用される各地の最賃を下回るという結果になった。

多くの自治体では、22年度の最賃改定に合わせて、最賃を上回るように賃金を改定したとみられるが、23年度（23年4月）の契約で、最賃以下の状態を是正するとする自治体も少なからずある。

たとえば、私の取材では、茨城県では県内の44自治体のうち、半数を超える24の自治体で改定後の911円を下回る職員がいた。このうち17自治体は改定に合わせて911円を上回るように措置した。残る7自治体のうち3自治体は昨年12月議会で改定し、10月にさかのぼって是正した。

あとの4自治体のうち二つは12月に、一つは1月に改定し、いずれも遡及（そきゅう）はしなかった。そして残った1自治体（下妻市）は4月の新年度まで改定せず、最賃を下回るままとした（1月10日時点）。下妻市は「会計年度職員も最低賃金法の適用を除外されており、違法ではない」と言う。

茨城だけの話ではないだろう。所管する総務省は当初取材に「承知していない。調べるつもりもない」と回答していたが、昨年12月23日に突如、会計年度任用職員の運用に対する通知を出した。その中で、賃金を決める「地域の実情」には「最低賃金も含まれる」とに留意する」と初めて言及した。「驚いた。当然の通知だが、適用除外だと聞き直るだけでは済まなくなったのだろう」（自治労連幹部）と分析する。

最賃割れに無関心な政府

公務の最賃割れは「国が守らないルールを何で守らなければならない」と民間のモラルハザードを招きかねない最悪の状況」（中沢秀一・静岡県立大准教授）との批判の声が上がっていた。いずれにせよ、公務が最賃割れを起こしている事態に無関心だった政府の無責任ぶりが浮かび上がる。

さらに、31円の引き上げでは物価上昇に追いつかないと、全国一般全国協の生協労連などが物価に見合った最低賃金の再改定を求めているのにも厚労省は言なしだ。

政府が本当に最賃の引き上げを重視するなら、強い指導力を発揮すべきだろう。だが、そんなそぶりも見せない。最賃近傍で働く者たちの暮らしは待ったなしなのに。

米国　最賃引上げ続く

労組に組織された成果

米国では2023年1月1日以降、23の州と41の市や郡で法定最低賃金が引き上げられる。米国で1969年から活動する非営利団体「National Employment Law Project（NELP、全米雇用法プロジェクト）」がこのほどまとめた。時給15ドルを求める運動を始めて10年。低賃金労働者が労働組合に組織され、より高い賃金を要求した成果だ―とたたえている。

全米49州のうち30の州が連邦最賃（全国一律、時給7・25ドル）を上回る最賃を定め、カリフォルニアやワシントン、ニューヨーク、マサチューセッツなど四つの州で15ドル以上となった（左表）。

ワシントン州は2083円相当

時給10ドル以上は28州に上る。22年の平均為替レート1ドル＝132・4円で換算すれば、オハイオ州の10・10ドルは時給1337円、ワシントン州の15・74ドルは2083円に相当する。19年の平均レート110円で見ても、それぞれ1111円、1731円の水準だ。

市・郡部では、カリフォルニア州サンセ市が時給17ドル、コロラド州デンバー市郡が17・29ドル、ワシントン州シアトル市が17・2ドルとなった。

NELPによると、23年の後半には、さらに5つの州と、22の市、郡で最賃を引き上げる予定。コネチカット州では時給14ドルから15ドルに、フロリダ州では11ドルから12ドルとなる。

多くの州で、ネブラスカ州（26年までに15ドル）やハワイ州（28年までに18ドル）のように法律で到達目標と期限を定めており、今後着実な引き上げが見込まれる。

結果について、NELPは「ファストフード店の労働者が時給15ドルを要求し、組合を結成してから10年。これらの記録的な引き上げは、低賃金労働者が労働組合に組織され、より高い賃金を要求し、勝ち取った成果だ」とたたえている。

30の州の最低賃金が連邦最賃を上回る

州	最賃額（ドル）
ワシントン	15.74
カリフォルニア	15.50
マサチューセッツ	15.00
ニューヨーク	15.00
ニュージャージー	14.13
コネチカット	14.00
アリゾナ	13.85
メーン	13.80
コロラド	13.65
オレゴン	13.50
メリーランド	13.25
バーモント	13.18
イリノイ	13.00
ロードアイランド	13.00
ニューメキシコ	12.00
ミズーリ	12.00
バージニア	12.00
ハワイ	12.00
デラウェア	11.75
フロリダ	11.00
アーカンソー	11.00
アラスカ	10.85
サウスダコタ	10.80
ミネソタ	10.59
ネバダ	10.50
ネブラスカ	10.50
ミシガン	10.10
オハイオ	10.10
モンタナ	9.95
ウエストバージニア	8.75
連邦最賃	7.25

2023年1月に最賃を引き上げた州
2023年内に最賃を引き上げる予定の州

2022年の平均為替レート　1ドル＝132.4円

全米雇用法プロジェクト（NELP）、米国労働省のHPを参照